

議事日程 (1)

平成30年3月2日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第1号 副町長の選任同意について

第5 議案第3号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第4号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第5号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第6号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第7号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第8号 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第9号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第10号 芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会設置条例の制定について

第13 議案第11号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について

第14 議案第12号 町道の路線廃止及び認定について

第15 議案第13号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

第16 議案第14号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)

第17 議案第15号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

第18 議案第16号 平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

第19 議案第17号 平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)

第20 議案第18号 平成29年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)

- 第21 議案第19号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）
第22 議案第20号 平成29年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
第23 議案第21号 平成30年度芦屋町一般会計予算
第24 議案第22号 平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
第25 議案第23号 平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
第26 議案第24号 平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
第27 議案第25号 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
第28 議案第26号 平成30年度芦屋町給食センター特別会計予算
第29 議案第27号 平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
第30 議案第28号 平成30年度芦屋町公共下水道事業会計予算
-

【 出席議員 】 （12名）

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・子ども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好

企画課長

浮田光二

事業課長

木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 30 年芦屋町議会第 1 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、3 月 2 日から 3 月 15 日までの 14 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番、妹川議員と 7 番、田島議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

平成 30 年芦屋町議会第 1 回定例会の議案上程前に、平成 29 年芦屋町議会第 4 回定例会以降における行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず、1 点目は、消防出初め式についてです。

1 月 7 日、新春恒例の遠賀郡消防合同出初め式を水巻南中学校グラウンドで開催いたしました。

この出初め式は、遠賀郡4町の消防団員と遠賀郡消防本部が参加して行われ、芦屋町からは、坂尾団長以下70人の団員が参加し、統制ある団体行動や、規律正しい団員の動作に頼もしく感じたとごさいます。今後とも安全安心なまちづくりへ向けて、より一層、防災防火意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、成人式の開催についてです。

1月7日に第65回芦屋町成人式をとり行い、「リスクを恐れず、まずやってみる。経験したことは次のステップにつながる。何よりも自分で考え、判断する力を磨いてください」と期待を込め、祝辞を述べさせていただきました。当日参加の新成人132人の門出を議員、恩師、そして地域の皆さんが参列、お祝いし、新成人は力強い一步を踏み出したものと存じます。

3点目は、遠賀川流域リーダーサミットの開催についてです。

1月21日、嘉麻市の「夢サイトかほ」におきまして、国土交通省遠賀川河川事務所とNPO法人遠賀川流域住民の会の共催で開催された第6回遠賀川流域リーダーサミットに参加してきました。流域住民や行政に携わる皆さんが多数参加し、流域住民の大切な遠賀川「命の水」について論議されました。今後も河口に位置する芦屋町として、ごみ問題など強く訴えていきたいと考えております。

4点目は、東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー芦屋町巡回展示についてです。

2020年に東京で行われるオリンピック・パラリンピックの開催機運を高めるため、この象徴である旗が、全国を巡回するフラッグツアーが、現在、大会組織委員会などの主催で実施されています。福岡県では1月9日から26市町村や県庁を巡回。芦屋町では1月24日、役場と総合体育館で巡回展示を行いました。時折雪が舞う日ではありましたが、地域の皆さんや町内の保育園、幼稚園の園児たちが多数見学に訪れ、旗と一緒に思い思いに記念撮影を行っていました。

今回の巡回展示が東京オリンピック・パラリンピックを身近に感じるとともに、一層関心を持っていただけたのではないかと考えております。

5点目は、「第2回福岡ご当地さわらサミット2018 in 芦屋町」の開催についてです。

2月24日、25日の2日間、ボートレース芦屋で「さわらサミット」を開催しました。出展数は16店舗で昨年より6店舗ふえ、来場者は2日間で約1万1,000人を超えました。また、包括的地域連携協定を結んだ九州女子大学・九州女子短期大学の学生たちがオープン参加し、さらに遠賀郡漁業協同組合や芦屋町食生活改善推進会が、この「さわらサミット」を盛り上げるために出店していただきました。

それぞれ自慢のグルメは、2日間で約8,200食が提供されました。また、会場のボートレース芦屋では、映画上映会やステージイベントなどを同時に開催。来場された皆さんに、芦屋町

の魅力をお伝えできたのではないかと考えております。また、2月24日から3月25日までの期間で、町内外19店舗で「さわらフェア」を開催しております。各店舗それぞれのこだわりが詰まったサワラグルメを議員各位も御堪能いただきますようお願い申し上げます。今後も芦屋のサワラの魅力を地域内外に発信し、特産品開発や販路開拓、後継者の育成につなげるとともに、芦屋ブランドの一つになるように取り組んでまいります。

6点目は、高齢者福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画の策定についてです。

高齢者福祉計画については地域包括ケア推進委員会、障害者計画・障害福祉計画については障害福祉計画推進委員会から素案の答申を受け、それぞれパブリックコメントを実施。2月14日に平成30年度からの次期計画として決定いたしました。今後も、住民の皆さんとの協働のもと、それぞれの計画に基づき、高齢者福祉及び障害者福祉を推進してまいります。

7点目は、都市計画マスタープラン改訂及び第2次男女共同参画推進プランの中間見直しの策定についてです。

都市計画マスタープラン改訂及び第2次男女共同参画推進プランの中間見直しの素案は、2月1日から28日までパブリックコメントを実施し、今後、所定の手続を進めてまいります。3月中には、それぞれの素案をまとめたと考えており、成案化いたしましたら議員各位に報告し、周知を図ってまいります。

8点目は、芦屋中央病院の開院についてです。

芦屋中央病院は、平成28年9月末に建設工事に着工し、29年12月末に、病院に引き渡され、開院のための準備を行ってまいりました。そして、2月17日には約150人の来賓や関係者を招いて、新病院完成記念式典及び内覧会を、18日には、地域の皆さんへの内覧会を開催し、多くの皆さんに御来院いただき、盛況のうちに終了いたしました。

3月1日には、旧病院から入院患者移送を行い、3月2日から外来診療を開始しております。開院時の診療科は、内科、消化器科、人工透析内科、外科、整形外科、皮膚科など20科。また、介護サービスとしては、訪問介護サービス、居宅介護サービス、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの4事業に、常勤医師16人、看護師83人、薬剤師や医療技術職、事務職員など52人で町民の皆さんの医療・介護に取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、同意第1号から日程第30、議案第28号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

平成30年芦屋町議会第1回定例会の開催に際しまして、予算案を初めとする諸議案の審議をお願いするに当たり、新年度の行政運営方針並びに主な施策をお示しし、議員各位並びに住民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは施政方針を述べさせていただきます。

私が町長に就任して、12年目を迎え、30年度は3期目の締めくくりの年度になります。今一度、気を引き締め、芦屋町のためにこの職責を果たしていく所存であります。3期目のマニフェストでは「未来のために全力で」を基本理念に、10項目の戦略を掲げ取り組んでまいりました。この戦略の実現につきましては、議員や住民の皆さんの意見を伺いながら、実施計画事業の中で着実に進めております。

29年度を振り返りますと、行政報告でも述べましたが、芦屋中央病院の移転建てかえの完了でございます。思い返せば、病院事業や施設などのあり方について、調査、分析を行い、総合的に芦屋中央病院の今後のあり方について検討するため、23年12月に町立芦屋中央病院事業検討委員会を設置。さらに検討を進めるために、24年5月に芦屋中央病院経営形態検討委員会を設置いたしました。

また、議会におかれましては、24年4月に芦屋中央病院の今後のあり方や建てかえなど、病院事業に関する諸問題について調査、検討を行う特別委員会を設置され、その結果が6月に議会で報告されました。

これら委員会を踏まえ、24年10月に町として、芦屋中央病院の移転建てかえ方針を決定し、議会説明後、11月に住民説明会を開催。25年9月には、新病院基本計画を議会報告、その後、12月までにかけては全自治区で住民説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施いたしました。

26年度からは、基本設計、実施設計の策定を進め、28年6月に議会説明、7月に住民説明会の開催を経て、9月に着工。この間、節目、節目では広報で報告も行ってまいりました。そし

て、29年12月の竣工後、医療機器、備品の搬入などを行い、3月に開院いたしました。

総事業費約48億円。このうち、約45億円を交付税措置のある過疎対策事業債や病院事業債などで充てることができました。今後は、移転建てかえの目的でありました町民の皆さんのための継続的な医療の提供と病床数、137床を堅持し、地域医療機関や、地域福祉施設などとの連携で中核的な役割を担ってまいり、より信頼される病院を目指し、ソフト面を含め、充実させていく所存でございます。

それでは、30年度における重点施策として8項目を掲げ、これについて所信を述べさせていただきます。

1点目は、学校ICTと小中学校の空調整備についてです。

教育力ナンバーワンを目指すため、小中学校のICT環境の整備を進め、児童・生徒の情報活用能力の育成や学習意欲の向上など、ICTを活用した教育の推進を図ってまいります。このため、30年度では、プロジェクター型の電子黒板や周辺機器の導入、投影するために必要となる既存の黒板の改修などを実施いたします。また、ICT支援員を配置し、教員への機器の操作やソフトウェアの活用方法などの研修やトラブル対応などのサポート体制を構築するとともに、ICT活用に伴う教員の負担軽減を図り、ICT教育を円滑に進める環境づくりを進めてまいります。

施設整備につきましては、快適な教育環境の充実のため、引き続き芦屋小学校、芦屋東小学校及び芦屋中学校の空調設備工事を行ってまいります。

2点目は、子育て支援についてです。

町独自の取り組みであります中学3年生までの通院・入院費の全額助成制度を初め、第1子には5万円、第2子には10万円、第3子以降には20万円を商工会が発行する商品券で交付する出産祝金制度。教育費に係る負担軽減策として、小中学生や高校生などのバス定期券に対する通学補助制度や、町外から民間賃貸住宅に転入した子育て世帯へ、月の家賃2万円を限度に3年間、同じく商品券を交付する子育て世代民間賃貸住宅家賃補助制度などを継続し、子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

3点目は、健康づくり・体力づくりの拠点整備についてでございます。

総合体育館は、町民の皆さんの体育・スポーツの振興を図るとともに、健康づくりや体力づくり、コミュニティ活動の場として利用されております。また、災害時における指定避難所となっております。

そこで、メインアリーナ及びサブアリーナに輻射式冷暖房を導入するとともに、耐震天井に改修いたします。また、昭和63年の開館から約30年が経過し、屋根や床など施設の老朽化が進んでいる状況でございます。このため、施設や設備の改修と、更新時期を迎えているトレーニン

グ機器の更新を行うとともに、機器の増設を行ってまいります。

芦屋中央病院隣接のグラウンドの整備につきましては、グラウンドゴルフやウォーキングができるグラウンドとして、広場のほか、健康遊具や衝撃吸収性に優れた舗装材を使ったウォーキングコースなどを整備いたします。健康志向の高まりなどにより、総合運動公園の中央グラウンドの利用が高まる中、新たなグラウンドを整備することで、施設の充実を図り、町民の皆さんの健康づくり、体力づくりとあわせ、生涯スポーツの振興に寄与できるものと期待しております。

4点目は、安全・安心についてでございます。

29年度は、消防団本部の指令車及び第3分団のポンプ車を更新いたしました。30年度は、第2分団のポンプ車を更新するとともに、火災発生を知らせるモーターサイレンの増設や更新時期を迎えた機器の更新を行い、地域防災力の維持・強化に努めてまいります。

防犯対策につきましては、町内全ての防犯街灯のLED化を31年度までに完了させる予定でございます。また、防犯カメラにつきましては、これまでに町内6カ所に設置したほか、不審者対策などとして、小中学校にも設置しております。30年度は、中学校に防犯カメラ2台の増設を予定しており、今後も警察と協議しながら、随時必要に応じて設置に向け検討してまいります。

5点目は、住民参画まちづくりについてでございます。

芦屋町では、芦屋町住民参画まちづくり条例を施行し、積極的な行政情報の公表、職員の意識改革の取り組み、住民参画機会の提供など、協働のまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりました。今後とも、町と住民がお互いの情報を共有し、それぞれの責務と役割のもと、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現に向け、推進してまいります。

また、町職員が地域活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的としてスタートした自治区担当職員制度も、30年度で5年目を迎えます。ステップ1の自治区イベントへの参加や、ステップ2の役員会などへの参加に加え、ステップ3として、将来的な地域のあり方の検討や計画の策定に、モデル自治区を定めて取り組んでまいります。なお、30年4月から地域力の向上に資する体制整備のため、町民生活や地域活動に密接に関係する環境住宅課へ地域振興係を移管し、支援体制を整えます。

6点目は、産業の振興についてです。

農業につきましては、福岡県による汐入川整備事業が3年目に入り、幹線排水路の整備が着々と進んでおります。今後は、支線排水路整備のため福岡県と協議を進め、引き続き基盤整備を行ってまいります。

漁業につきましては、芦屋港の製氷施設を老朽化のため更新いたします。30年度は第1期工事として製氷設備の建築工事、31年度は第2期工事として、貯氷庫など設備工事を予定しております。また、柏原漁港につきましては、機能保全計画に基づき、1号物揚場の工事に着手いた

します。

商工業の振興につきましては、地域振興券発行事業への支援、創業等促進支援事業補助金などを引き続き実施し、空き店舗活用事業補助金の対象地域や、空き店舗だけでなく空き家も対象となるよう制度の拡大を図ってまいります。

なお、29年度より返礼品などを拡充したふるさと納税につきましては、町内産業の振興に寄与できるよう、さらなる返礼品の充実に努めてまいります。

7点目は、住宅施策の推進についてでございます。

移住・定住につきましては、引き続き芦屋町の魅力や移住・定住関連施策の情報を発信するとともに、定住促進奨励金制度や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度を32年度まで延長いたします。

また、空き家対策として、老朽危険家屋等解体補助金を32年度まで延長するとともに、空き家バンク事業を引き続き進めてまいります。なお、30年4月から移住・定住を初めとした住宅施策を総合的に推進するため、町営住宅係を住宅係に改名し、定住促進関連補助金や空き家対策など住宅に関する事務を集約いたします。

8点目は、地方創生の推進についてでございます。

芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略である芦屋港のレジャー港化に向け、レジャーボート係留施設の整備や背後地の活用方法など芦屋港活性化推進委員会で協議いただくとともに、関係団体との調整を進めてまいります。また、整備内容の提示に向けた取り組み、推進などのため30年4月から芦屋港活性化推進室を新設し、庁舎内の推進体制を強化いたします。

芦屋釜の里魅力向上プロジェクトにつきましては、オンリーワンの芦屋釜を生かした魅力ある取り組みを進めるとともに、独立した鋳物師の支援など、地場化に向けた取り組みを推進するため、30年4月から文化係を芦屋釜振興係に改編いたします。なお、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、各種事業の成果を踏まえながら各戦略の実現に取り組むとともに、内容の見直しについて、検討してまいります。

次に、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げた第5次芦屋町総合振興計画に掲げる第1章からの構成に基づき、30年度の主要な施策の概要について御説明申し上げます。

まず最初は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

住み続けたいまち、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションを高める、自治区の活動が大変重要でございます。このため、自治区活性化事業交付金による財政的な支援を行うとともに、自治区加入率向上に向けた取り組みや、自治区活動の支援などを引き続き進めてまいります。

また、まちづくりに関する情報を住民の皆さんと町で共有するため、広報やホームページ、アンケート調査など、情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」に掲げる情報共有化の手法に基づき、取り組みを進めてまいります。

第2は、「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

昨年7月の九州北部豪雨では、人的被害のほか、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生いたしました。地震や風水害などの自然災害は、いつ起こるかわかりません。ひとたび大規模災害が発生したときは、町や消防機関による救助・援助などだけでは限界があります。このため、自分の身は自分で守る自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、相互に協力し合う共助が重要となってまいります。自助に必要な日ごろのちょっとした工夫や備えの周知、共助の要となる自主防災組織の形成支援などを継続いたします。

防犯対策といたしまして、全ての公用車にドライブレコーダーを設置し、犯罪抑止力の強化とともに、交通事故発生時における事故責任の明確化を図ってまいります。

消費者支援といたしましては、消費生活全般に関する相談を受け付ける専属の相談員を引き続き配置するとともに、中間市遠賀郡4町の消費生活相談窓口が連携し、どの市町でも消費生活相談が可能となる広域化、相談情報の共有化を図ってまいります。また、高齢者は、判断力の衰えや身近に相談する相手がいないことなどにより、悪質商法の標的になりやすく、被害の発見が遅れ事態が深刻化するケースがございます。このため、地域全体で見守る取り組みが重要となっており、被害の未然防止、早期発見、拡大防止のため、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置に向けて、取り組みを進めてまいります。

第3は、「子どもがのびのびと育つまち」でございます。

子育て支援につきましては、重点施策のほか、3小学校で開設しております学童クラブの開設時間を利用者サービスの向上のため、4月から午後6時30分まで、30分延長いたします。

学校教育につきましては、小学校4年生までの35人学級や中学校3年生を対象とした放課後特別授業のイブニングスタディなど、学力向上の取り組みを継続するとともに、不登校対策として、不登校対策指導員によるカウンセリングを通じたきめ細やかな支援を行ってまいります。また、発達障害などのある児童、生徒を早期に発見し、適切な支援を行う特別支援教育につきましても引き続き、保育所や幼稚園などとも連携して取り組んでまいります。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。

高齢者福祉につきましては、30年度からを計画期間とする高齢者福祉計画に基づき、高齢者の生きがいをづくりや健康づくりなどを支援するとともに、必要な医療・介護サービスが提供できるよう地域包括ケアシステムを充実させてまいります。

特に、近年は高齢者のひとり暮らしが増加していることから、地域での見守りや介護予防を進

めるために「地域交流サロン」の普及を進めており、30年度は21の地域で実施される予定でございます。また、認知症に対する予防や対策、生活支援などを充実させ、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまちを目指してまいります。

障害者福祉につきましては、30年度からを計画期間とする障害者計画及び障害福祉計画に基づき、「すべての住民が、かけがえのない人間として尊重され、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

中でも、28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害者への合理的配慮の推進や差別の解消、理解の促進などを進めるとともに同法に基づく条例の整備に向けて取り組んでまいります。また、障害者の自立した生活や意思決定を支援するため、福祉サービスや相談体制を充実させてまいります。

地域福祉につきましては、30年度に地域福祉計画の見直しを行った上で、子供から高齢者までが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民生・児童委員や各区の区長、社会福祉協議会を初めとした関係機関の協力を得ながら、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。このため今後、福祉的機能を備え、地縁団体やボランティア団体などが交流を深め、活動が活性化することができるような拠点整備を検討してまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診、がん検診の受診率向上のための取り組みを初め、戸別訪問や健康教室などを通して健康づくりに対する意識を高めてまいります。また、特定不妊治療を受けている夫婦を対象とした補助制度も継続してまいります。

第5は、「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、引き続き農業水利施設の保全を行うとともに、美しい景観づくりにも寄与する、レンゲ・菜の花の種子助成を実施してまいります。

漁業の振興につきましては、漁港施設の基盤整備、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理を行うとともに、稚魚の放流や種苗の放流事業など、育てる漁業を引き続き支援してまいります。

商工業の振興につきましては、重点施策のほか、商工会との連携や町内事業者支援として、より使いやすい制度融資の見直しなどにより、商工業の活性化を図ってまいります。また、5年目を迎える地域再生マネージャー事業では、芦屋ナンバーワンプロジェクトを掲げ、芦屋町のさまざまな資源をつなぎ、磨き上げるよう外部人材による取り組みを推進してまいります。これまで、サワラに着目した水産施策として「さわらサミット」などを通じた機運醸成に取り組み、一定の成果が出ていると感じております。今後は砂像や芦屋釜など、芦屋町ならではのコンテンツを生かした芦屋町ブランド化戦略を推進してまいります。

観光振興につきましては、観光まちづくり推進プロジェクトを観光あしや協議会として、観光

事業の推進や、その評価を実施することとしております。

施設整備では、レジャープールアクアシアン管理棟の屋根老朽化に伴い、屋根の全面改修に着手するとともに、流水プールのポンプなどを更新いたします。

国民宿舎マリンテラスあしやでは、空調や給湯関係の設備改修工事を行うため、現在、休館しており、営業再開は4月1日を予定しております。営業再開後も、施設改修が必要な箇所については、引き続き、観光拠点としての機能向上のため、施設整備を実施してまいります。

地域おこし協力隊の2人の活動も3年目を迎え最終年となります。現在、映画によるまちのプロモーションや、着地型観光に向けたプログラムの造成などに取り組んでおり、協力隊の2人がこれからも芦屋町と良好な関係を築いていただけるよう支援を行ってまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、まちの魅力を町内外に発信し、地域外の人材による外からの目線による新しい風を吹き込むため、2期生の募集について取り組んでまいります。

第6は、「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

芦屋町は、海岸や景勝地などの豊かな水辺環境や緑を有しております。これらの豊かな自然環境を住民共有の財産として引継ぎ、水や緑と親しみながら、いつまでも暮らし続けられる環境負荷が少ないまちづくりを目指し、取り組んでまいります。

このため、環境保全の啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組んでまいります。

公園整備では、各地区にある都市公園の樹木について、計画的に剪定を実施するとともに、遊具点検を踏まえ、施設の修繕や撤去など、公園の再整備に向けて検討を進めてまいります。

町営住宅につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づき、新後水住宅完成に向けての工事や丸ノ内団地外部等改修工事を実施するほか、緑ヶ丘団地3棟外部改修及びエレベーター設置の実施設計を実施いたします。

道路関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画による定期点検結果に基づき、町管理の道路橋、3橋の補修工事に着手するほか、管理コスト削減のため、道路照明灯のLED化工事を実施いたします。

公共交通につきましては、地域公共交通網形成計画に基づき、芦屋中央病院の移転建てかえにあわせ芦屋タウンバスや巡回バスのルート見直しを実施いたしました。今後も本計画に基づき、広域連携によるバス路線や便数の維持確保、公共交通のネットワーク化に向け、協議・検討を進めてまいります。

公共下水道につきましては、下水道普及率が全国トップクラスの99.9%であり、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるとともに、下水道事業の広域連携など、下水道事業の持続性

を担保する方策を検討してまいります。

第7は、「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、住民の皆さんが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果が活かされる地域づくりを推進するため生涯学習基本構想に基づく講座、あしや塾を充実させてまいります。

施設整備につきましては、重点施策で述べました総合体育館やグラウンドのほか、町民会館の空調設備の更新や、大ホールの吊り天井改修などのため、実施設計を実施いたします。

人権教育・啓発の推進につきましては、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、人権まつり、人権講演会などの開催に取り組んでまいります。また、芦屋町人権教育・啓発基本計画、第2次芦屋町男女共同参画推進プランにより、総合的かつ計画的な取り組みと、「お互いが尊重される地域（まち）づくり」の実現を進めてまいります。

歴史・文化につきましては、昨年11月に末松寿博氏より寄贈いただいた南画による特別展を中央公民館内のギャラリーあしやで開催するとともに、大人から子供まで楽しめるワークショップを実施するなど、ギャラリーの利用促進を図り、住民の皆さんの活動を支援してまいります。

国際交流につきましては、グローバルな視野をもって行動できる人材育成及び国際理解教育を促進するため、中学生を対象としたオーストラリアでのホームステイを実施するとともに、関係団体への支援などを通じて、国際交流活動を推進してまいります。

以上、第5次芦屋町総合振興計画の7章に係る30年度の主要な施策でございますが、これら施策を実現するために必要な取り組み、計画の実現に向けてをあわせて御説明申し上げます。

行財政運営につきましては、第4次芦屋町行政改革大綱に基づき、経費削減に注力しつつ、大胆かつメリハリのある政策、施策を展開し、元気なあしやを創造するための行政改革を進めてまいります。また、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税を初め、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上に向けた取り組みにつきましては、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取り組みを進めてまいります。

なお、国民健康保険の制度改正に伴い、30年4月からは県と町がともに国民健康保険を運営することとなり、県は財政運営の責任主体、町は加入者の資格管理や国民健康保険税の賦課・徴収などを引き続き行ってまいります。この制度改正にあわせ、国民健康保険の安定運営のため、賦課方式や保険税率について、国民健康保険運営協議会で審議していただきました。このことを踏まえ、本議会におきまして、賦課方式の変更や保険税率の改定を行う国民健康保険税条例の一部改正条例を上程させていただいております。国民健康保険事業の安定運営のため、引き続き取り組んでまいりますので、御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、目標管理制度の活用によるPDCAサイクルの確立などにより、職員のスキルアップと業

務の改善に努めるとともに、より充実した町政の運営につなげていく所存でございます。

競艇事業につきましては、30年度は、SGチャレンジカップ、GI九州地区選手権、GI周年競走を開催いたします。一般会計への繰出金は、6億円の予定でございます。

現在、芦屋を含め3場でモーニング時間帯の発売を行っておりますが、30年度からはモーニングレース開催場がふえることから、収益確保のための経営分析をさらに進めてまいります。また、本場の活性化が1つの課題であるため、本場30キロ圏内の新規ファンの獲得に取り組むとともに、夢リア・プラザ改修基本設計に取り組んでまいります。

広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との連携協約の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を推進するほか、都市圏17市町による東京圏での情報発信などにも引き続き取り組んでまいります。

大学連携では、九州女子大学・九州女子短期大学と包括的地域連携協定の中で、土曜学び合いルームへの学生派遣や地域交流サロン事業への講師派遣のほか、さわらサミットでは、サワラに関する学術パネルの展示などを実施していただきました。今後お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に連携できるよう取り組んでまいります。

以上、30年度の施政方針を述べさせていただきました。今後も芦屋町総合振興計画の将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向けて、町民力、地域力、職員力の向上に取り組むとともに、私自身も町政運営につきましては、現場主義を貫き、スピード感をもって、誠心誠意取り組んでまいります。

つきましては、住民の皆さんと議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございますが、同意第1号の副町長の選任同意につきましては、副町長鶴原洋一氏の任期が平成30年3月31日をもって満了となりますので、後任に中西新吾氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、本町議会の同意をお願いするものでございます。

中西氏は、35年以上にわたる芦屋町職員としての豊富な経験を持ち、企画政策課長、競艇事業局次長などを歴任し、人格・見識に関しても申し分なく副町長として適任であります。

次に条例議案でございますが、議案第3号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出方法をこれまでの国家公務員準拠から労働基準法準拠に改めるため、計算対象となる勤務時間から国民の祝日に関する法律による休日等の時間を減ずる等の改正を行うものでございます。

議案第4号の芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業に関する人事院規則の改正により、再度の育児休業の取得等ができる特別の事情の

規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 5 号の芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、雇用保険法の改正により失業給付が拡充されることに伴い、失業者の退職手当の規定について所要の改正を行うものでございます。また、退職給付の官民均衡を図るため国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、本町職員の退職手当の調整率を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 6 号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法が一部改正され、平成 30 年度からは、福岡県が財政運営責任主体となり、芦屋町と共に国民健康保険を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 7 号の芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、平成 30 年度からは、住所地特例の規定が変更されるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 8 号の地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、項ずれに対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 9 号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 30 年度施行の地方税法改正に伴う一部改正及び平成 30 年度から保険者が芦屋町単独から芦屋町・福岡県と並列になることにより、現行の 4 税方式から資産割を除く 3 税方式に変更を行い、税率等も改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 10 号の芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会設置条例の制定につきましては、本町が公募する高齢者福祉施設等の整備事業者の決定に当たり、事業者を選定するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、執行機関の附属機関として設置するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第 11 号の地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更につきましては、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、監事の職務及び任期の規定について、法に委任するよう文言の整理を行い、あわせて条ずれに対応するため所要の改正を行うため、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 12 号の町道の路線廃止及び認定につきましては、道路台帳の電子化に伴い、起点及び終点の見直しにより、路線の廃止及び路線廃止したものを再認定するものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第 13 号から議案第 20 号までの平成 29 年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終

的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ5,000万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、緑ヶ丘団地12棟火災保険金を新たに計上したほか、町民税や地方交付税等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎債ハード分等を減額しております。

歳出につきましては、退職手当や国民健康保険特別会計の赤字補填のための繰出金、国民宿舎特別会計繰出金を増額計上したほか、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

国民宿舎特別会計におきましては、歳入歳出それぞれ1,610万1,000円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、休業に係る指定管理者納入金の減額及び前年度繰越金を減額しております。これに伴い、一般会計より繰入金の増額を計上しております。

歳出につきましては、空調等改修工事に係る休業補償を増額計上しております。

議案第21号から議案第28号までにつきましては、平成30年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第21号の平成30年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額81億1,200万円で、前年比1.8%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、町税が12億1,000万円、地方交付税が20億2,000万円、町債が13億1,000万円などとなっております。

また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、6億円を計上しております。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を3億5,000万円計上しております。

歳出の主なものは、土木費では、丸の内団地整備事業費1億6,000万円やレジャープール整備事業費4,700万円などを計上しております。教育費では、小・中学校空調設備改修事業費1億8,000万円や総合体育館等施設整備事業費7億5,000万円、情報機器導入事業費3,300万円などを計上しております。

このほかに、防犯街灯LED化工事費やモーターサイレン整備工事に加え、芦屋港活性化推進事業費や定住促進奨励金、出産祝金などを計上しています。

議案第22号の平成30年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額3億215万1,000円で、前年比91.8%減の予算規模となっております。

歳入は、中央病院からの公債費負担金及び町債を計上しております。町債は、医療機器分とし

て、1億3,200万円を計上しております。

歳出は、中央病院への貸付金と負担金及び公債費を計上しております。

議案第23号の平成30年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額16億7,326万4,000円で、前年比19.9%減の予算規模となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金を計上しております。

歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費給付金を計上しております。

議案第24号の平成30年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額2億3,974万8,000円で、前年比1.7%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

議案第25号の平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億3,311万8,000円で、前年比55.9%減の予算規模となっております。

歳入の主なものは、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などを計上しております。

歳出の主なものは、各種設備改修工事、施設の当初建設に係る起債の元利償還金を計上しております。

議案第26号の平成30年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億3,714万9,000円で前年比1.0%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。

歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費を計上しております。

議案第27号の平成30年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は979億88万4,000円で前年比10.0%増、収益的支出は967億9,273万4,000円で前年比9.9%増、資本的支出は5億8,752万8,000円で前年比7.4%減の予算規模となっております。

収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。

支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業などを計上しております。

資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

議案第28号の平成30年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億4,180万1,000円で前年比1.8%増、収益的支出は7億4,161万円で前年比2.4%増、資本的収入は5,066万円で前年比85.1%減、資本的支出は2億4,769万1,000円で前年比54.1%減の予算規模となっております。

収益的収入の主なものは、下水道使用料及び一般会計補助金を計上しております。

収益的支出では、浄化センター等の維持管理費、減価償却費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。

資本的収入では、企業債、国庫補助金、一般会計補助金を計上し、資本的支出では、下水道ストックマネジメント計画策定、雨水管渠更生工事、企業債元金償還金及び人件費などを計上しております。

以上、簡単であります但提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。日程第4、同意第1号については、人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、企画政策課長については、同意第1号に関係いたしますので、退場をお願いいたします。

〔企画政策課長 中西 新吾君 退場〕

○議長 小田 武人君

お諮りいたします。日程第4、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致でございます。よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

ここで、企画政策課長の入場をお願いします。

〔企画政策課長 中西 新吾君 入場〕

○議長 小田 武人君

ただいまから質疑を行います。

日程第5、議案第3号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第4号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第5号についての質疑を許します。ございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第5号について質疑をいたします。

議案第5号は芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての議案ですが、後段の退職給付の民間均衡を図るため国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、本町職員の退職手当の調整率を改定するため、条例の一部を改正するものとしております。この中で条例を見ますと、附則第2条第1項中100分の87を100分の83.7に、104分の87を104分の83.7に改めるとありますが、具体的には金額的にはどのくらいの金額になるのか、それについてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

人事院のほうから、官民格差の比較の結果、平均78.1万円、公務が民間を上回るというところから、それ程度の引き下げになろうかという形になります。

以上になります。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

一般職職員の退職手当の引き下げは、記憶によりますと四、五年前にも行われたというふうに記憶しておりますが、そのとき600万近く退職金が引き下げられたという、そういったことを記憶しております。それにつけ加え、今回またですね、先ほど言った78万円の引き下げということになれば、やはり、町職員のモチベーションと申しますか、そういったものが落ちるのではないかと危惧します。特に政府は現在の景気状況を史上空前の景気状況と申している中で、また民間企業もですね、賃上げやベースアップを要求しているという、そういった中で、こういったことをやるということは、やはり町職員のモチベーションについては、やっぱり下がっていくという、そういったことを危惧しますが、その点はいかがででしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

やはり、民間の格差というところの中で出ておりますので、町についてもそれに準拠していき
たいというふうな形では考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第6号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第7号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第8号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第9号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第10号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

第10号の芦屋町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会設置条例の制定についてですが、ペ
ージ数で言えば12ページにですね、この条例が、文面がありますが。これによりますと本町が
公募する高齢者福祉施設等整備事業者決定に当たり、地方自治法、昭和22年の138条の4第
3項の規定に基づき、こういうものを設置すると。こういう案でございますが、私がこの福祉で

すね、高齢者福祉に関する事で、議員になって、この高齢者福祉の問題で平成22年度、平成23、24、25とまあそういう中であってですね、選定委員会が開かれなかった場合もありましようし、選定委員会も24年と25年か26かですね、ちょっと年度が曖昧かもわかりませんが、そういう選定委員会が開かれておりますね。内容については、第2条に基づくようなものもあったかと思えます。それから第4条には委員会は委員7名以内をもって組織しと、大体今まで行われた選定委員会だったと思うんですが、改めてというか、今にですね、こういう選定委員会設置条例が今ごろになって制定されようとしているところがちょっと疑問に思うんですが、どうい理由で今年度行われようとしているのか、ここを質問したいと思えます。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括ケアシステムを充実させるため、在宅の要介護者に対して24時間定期巡回や随時対応する訪問介護看護サービスを提供する事業者を本町の高齢者福祉計画に基づき30年度に公募いたします。24時間対応の定期巡回、随時対応訪問介護看護サービスとは特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等の入所施設と違い、自宅にお住まいの要介護者へ介護福祉士や看護師が訪問してサービスを提供するもので、24時間対応することに特徴がございます。

開設に当たり福岡県から開設準備のための補助金の交付が受けられること、地域密着サービスとして福岡県介護保険広域連合の承認が必要ですので、芦屋町が公募し、一事業者を選定するため本条例を制定するものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういう形でいいとは思いますが、なぜね、平成24年度、25年だったと思えますが、高齢者福祉施設の公募があった際にですね、そういう条例がないままに選定委員会が7名近くの方で行われてきた。それはその選定委員会を設置する根拠は何だったんだろうかなという疑問がありますし、しかも選定委員の方々には、報酬や費用弁償等も支給されておりますが、本来ならば、こういう設置条例を設定した上で、その年にですね、平成22年とか24年とか、25年に設置条例を設置した上で公募するべきでなかったかなという思いがあるんですが。なぜそのときになされなかったのかということを知りたいと思えます。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

近年は、多くの自治体で要綱により設置した委員会や協議会について、町長等の求めに応じて一定事項について、調停審査調査等を行い、答申や提言を行う合議体は条例による附属機関として位置づけることが進んでおるために本町においても同様に条例において選定委員会を設置するものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この地方自治法のですね、第138条の4の中の③にですね、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」というような文言があるわけですが、これは強制力があつたのか、ないのか。ちょっとこの文言からすれば、なかつたのかもわかりませんが。そういう情報公開条例のためのですね、出た場合は、審査会や不服申し立てが出たときには、ちゃんと審査会がありますよね。それとか、私たちの政治倫理条例の場合でも審査会というのがあるわけですが、なぜこの高齢者福祉施設等についてはですね、今まで策定しなかつたのか。なぜ策定していなかつたのかということをお聞きしたいんですね。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

策定というか、委員会につきましては要綱で設置をしておりますので、それについては、違法性はございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第11号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第12号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第13号についての質疑を許します。ございませんか。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

26ページですが、この県の支出金、県の補助金ですね、民生費補助金として6,500万円、補正前は6,500万円、補正額はマイナス減額約2,000万と。単純な質問で申しわけありませんが、その説明のところですね、重度障害者医療費補助金とか、ひとり親家庭等医療費補助金、こういうものが7項目くらいありますけれども、減額をされたからこの補助金についてのですね、施策をやらないようになったのか、この補助金をもらう必要がなくなったから、この補正額の申請を、補助金の申請をしなかったのか。そのことについてお聞きしたいと思います。

それから27ページですね、県の補助金の6目教育費補助金ですが、その中の2万5,000円、子どもの読書活動充実事業補助金の減額ですね。これについてなぜこのようになったのかをお聞きしたいと思います。

それから43ページなんですが、介護予防費のところ、ちょっと私の認識不足かも知りません。委託料のところのサロン事業実施地区支援業務委託、それと補助金、下のほうの負担金のところですね、地域交流サロン事業補助金、この違いは何だろうかと思いました。そして、この減額がですね、非常に大きい。委託料の188万5,000円、それとか補助金交付金の169万2,000円補助金が委託料等も少ないわけですけども、その理由は何なのか。減額の理由は何なのかをお聞きしたいと思います。以上3点です。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まず最初に26ページですね、15款、2項、2目の民生費補助金の中の説明のところ、重度障害者医療費補助金、これが約750万ほど減、それとひとり親家庭等医療費補助金、これが約200万ほど減になっておりますが、これは対象のですね、部分が減ったということで、変更申請を上げて減ったということになります。

以上です。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは27ページ、県支出金の教育補助金の子どもの読書活動充実事業補助金のマイナスの理由につきまして御説明いたします。この子どもの読書活動充実事業補助金とは、市町村が実施する子供の読書週間の定着等に資する事業に対して補助されるもので、芦屋町では図書館で講演会を行いました。こちらの講演会の講師報償費として20万を予定しておりましたが、講師との交渉により、こちらを15万に縮小することができたため、この分を減額するものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

43ページでございます。サロン事業の実施地区支援業務委託につきましては、これはサロンを新しく取り組む地域ですね、それからサロンをやっている地域の方々が集まっていた交流会、そういったものを実施するわけなんですけども、そういったときの運営支援としてNPO法人に入っていております。その委託料がいわゆる委託契約執行残ということで、執行残が生じたために委託料を減額しているものでございます。

それから、地域交流サロン事業補助金につきましては、これはサロンをやっている地区につきましては、年間3万6,000円を上限に運営費の補助を行っております。それから施設改善ということでバリアフリー化のための補助金を10万円交付することができます。当初予算では、30地区とかそういうふうに予算を組んでおりましたけれども、実施地区は20地区程度ということで、その差額を減額補正するものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第14号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第15号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第16号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第17号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

国民宿舎の特別会計補正予算について、ちょっとお尋ねします。歳入歳出と1,610万1,000円の増額補正を行うということですが、今、御承知のとおり、休館中であります。その空調等の改修工事をやっとならということですが、その点について、休業補償とか、家賃を減額してあげるとかいうことの内訳なんですけど、5ページからちょっと詳しく御説明いただきたいと思うんですよ。所管の委員会じゃないので、わからないのでよろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

それではまずは歳入のところ、5ページ、事業収入、1款、事業収入、指定管理者納入金ところで、マイナス611万1,000円の減額補正をしております。これは今のグリーンハウス、指定管理者には年間2,000万円の指定管理者納入金を納入していただくようにしておりますけれども、この工事期間中1月4日から3月31日までの87日間、365日分の87日間の減額、これが約515万。それと総売上に対しまして、1.2%の指定管理者納入金を上げております。この売上げが減った分ということで約96万円、合計で611万1,000円の補正という納入金の減額補正を計上しております。

次に6ページ目の雑入でございます。雑入でマイナス103万5,000円計上しておりますけれども、これは当初、消費税還付相当額103万、当初予算で計上しておりましたけれども、これは当初の見込み誤りということで、減額補正をしております。

次、7ページでございます。歳入で繰入金、一般会計の繰入金としてこの休業補償分、あと歳出のほうで説明いたしますけれども約1,700万円、それと納入金の減額600万円、それと前年度の繰越分が実際に28年度の繰越額が約250万、それと雑入の100万減額しておりますので、その支出のために一般会計から2,572万4,000円を繰り入れしております。

それと8ページ目です。この繰越金、これは前年度の繰越金でございますので、決算が終わって、繰越額が実際にマイナス247万7,000円になったということで、マイナスの計上をしております。

次に歳出でございます。9ページでございます。

1、事業費の一般管理費、補償補填及び賠償金で1,710万1,000円を計上しております。この休業補償、空調等改修工事に係る休業補償ということで、グリーンハウスのほうから、この3カ月間の休業期間中に係る休業補償という要望がございました。それで町としては、その要望に応じて1月から3月までの休業期間中にかかる固定経費についてどういったものがあるか、どういった内容でその経費が発生するかというようなことを精査いたしまして、まず補償する項目として人件費、1月から3月の社員にかかる人件費、それとパートの人件費、このパートの人件費については実際に休業しておりますので、労基法を参考にしております60%の、パートの人件費については、60%の金額を補償しております。それと営業経費、これも固定的にかかる営業経費につきましては車のリース料、コピー機のリース料、カラオケのリース料、それと郵便通信費、旅費交通費、それと業務委託費。これは、施設のビル管理を委託しております。業務委託費等々、それと工事に係る各部屋の荷物の移動費といったものが要望されておまして、そういったものを合計して積算いたしますと約2,280万円となりました。それで前回マーチャント・バンカーズの時にも休業補償というものをお支払いしております。そのときはそのかかった経費と通常業務に当たっておりますときの1月の赤字相当分でございます。その赤字相当分については、この指定管理者に見ていただくというようなことで、昨年の1月から3月分のグリーンハウスの赤字分がこの3カ月で約570万でございますので、この積算した金額2,280万円からこの約570万円を差し引いた1,710万円ということを根拠にこの補正予算に計上しております。

以上が国民宿舎会計の今の補正予算の説明となります。

○議員 7番 田島 憲道君

丁寧な御答弁、ありがとうございます。しかしながら、ちょっとですね、休業補償について、人件費と営業経費とかかかっておるということで要望があったと。あの飲食店、特にこういう商売していたらわかるんです。よくおわかりだと思んですけど、1月から3月、大変暇なんですよね。1年見通す中で、この間は赤字は仕方ないなという中で、皆さんやっていると思うんですよ。その中で休業補償と家賃減額ということは、私は何か二重取りしているような感じを受けるんですが。前回のマーチャントさんと同じようにやったからと、前例があるからと踏襲した中でのことのようにですが、前回とは違いますよね、この家賃が。大分減っておりますよね。そこで、そういった話とかなかったんでしょうか。これ最後です。お願いします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

前回と違うというところでは、工事の期間がマーチャント・バンカーズの時には約1カ月間、今回のグリーンハウスについては約3カ月という期間がまず違います。それに伴いまして指定管理者納入金の減額する金額、日数も今回は87日ということで計算しておりますので、マーチャントの時にはこれは、約1カ月ですので、三十数日だったと思いますので、実際にはこういう金額を減額してはないと思いますし、その休業補償に関しましても、今回のグリーンハウスの場合は、あくまで町がこの空調等の改修工事を行うために営業ができない。基本、指定管理ということで、営業の中で自分たちの経費等もそこで賄っていただくということで、運営をしていただいていますけれども、今回はその空調等の改修工事にかかる、あくまで町の工事にかかっています、その売り上げが。その期間一切なくなるということになりますので、これにかかる固定的な経費というものの支払い義務というのは町に存するというように考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

最後を、思ったんですけどちょっと、やっぱり聞きます。

これ最初に、契約するときに、そういったこと営業補償しますよとか、家賃減額しますよというようなことがあったのか。これ最後です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

基本協定書の中には、休業に関しては双方協議をするという一文になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第18号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第19号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第20号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第21号についての質疑を許します。ございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今回この一般会計の当初予算の関係につきまして、ちょっとわかりにくかったものですから、お尋ねさせていただきますが。

町長の施政方針の中でも、第1点目が学校教育、それから社会教育について触れられております。今回まず一般会計の学校教育予算のところですね、127ページにICTに関する予算が計上されておられますが、この内容について再度詳細にわたってのですね、御説明をお願いしたいということが1点でございます。

2点目がですね、この関するいわゆるICT推進のためのですね、その支援員派遣業務委託というものが上がっているわけですが、それに関する内容ですね、それから今度はその同じページに備品購入費というのがあるんですが、これはICTの内容に関連しているかどうかちょっとわかりにくかったので、お尋ねしております。

それから社会教育費につきましてはですね、139ページ、これに図書館費が計上されているんですけども、金額が減額になっているんですね。多分これ、組みかえだろうと想定をしながらも、それがそうになっているかどうかというのと、あわせて芦屋釜の里の予算についてもですね、総額が約1,100万ぐらい落ちています。これも多分人件費の組みかえだろうと思ってお尋ねしております。

それから3点目に147ページ、これにですね、いわゆる総合体育館に関するいわゆる工事の内容が予算化されておりますけれども、これにつきましてもその内容等含めて御説明をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ではまず、一般会計予算書126ページ、127ページにつきまして、まず小学校費のICT

関連について御説明いたします。

議員の御質問とは少し前後いたしますが、まずICT関連の予算につきましては、3項目に分けて計上しております。まず、126ページの10款、2項、2目、11節、需要費の中の消耗品費、上から2番目の情報機器導入事業で675万5,000円計上しております。こちらにつきましては、デジタル教科書、教員用の教材とわかれてください。

続きまして、127ページの13節委託料で1,166万4,000円計上しております。こちら業務委託料。説明にありますように、ICT支援員派遣業務委託となります。ICT支援員につきましては、これは小学校費であります。町内小中学校合わせて4校ある中で、各校に1名、常時配置して教員たちのサポートを進めていくものとなっております。ですので、こちらは3名分の派遣委託料となっております。

次に、14節使用料及び賃借料でございますが、その中に電子黒板等リース料592万1,000円とございます。特にICT機器がメインとなりますが、電子黒板や黒板の改修、附属設備等につきましては、備品購入費ではなく、リースという形を取らせていただきまして、5年、60回リースで予算計上をしております。その中で30年度につきましては、2学期からの使用を想定しておりますので、9月から3月分までの7カ月分のリース料を計上しているところでございます。また同様の形で131ページ、中学校費におきましても、同様な形で消耗品費でデジタル教科書代として146万3,000円、ICT支援員の分として、これは明細はございませんが、中学校では388万8,000円となっております。そして7カ月分のリース料として14節使用料及び賃借料で325万6,000円の電子黒板等のリース料を計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは139ページ、図書館費のこちらの減額、昨年度に比べまして、約600万の減額となっておりますが、こちらにつきましては、議員さん御指摘のところでありまして図書館長及び図書司書が嘱託から任期付職員に変わったことにより、人件費が今までの物件費である賃金から給料、職員手当に組み変えられたことによりまして、マイナスになったのが大きな要因となります。

続きまして142ページ、6目芦屋釜の里事業費こちらが約1,100万円のマイナスとなっておりますが、こちらにつきましても芦屋釜の里に所属します鋳物師及び茶道管理員が同じく嘱託員から任期付職員に変わったことによる賃金、共済費等のマイナスが大きな要因となります。

続きまして147ページ目、工事請負費、こちらの中にあります総合体育館コミュニティセンター改修工事につきまして、工事内容といたしましては、平成27年度に行いました改修事前調

査業務委託結果を踏まえまして、さまざまな内容を検討させていただいております。大きな、主な内容といたしましては、屋根の防水、外壁改修、そしてメイン及びサブアリーナのつり天井の改修、それに伴いまして、照明のLED化、床の改修、それからアリーナを除く各部屋の空調設備改修、自転車置き場の新設、照明スロープ等のバリアフリー施設の改修、そして高圧受変電設備及び自家発電設備の改修などが主な工事内容となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

それでは、まず、学校教育のところの部分につきましてですね、このICT化を進めるといったところで、どのような、そのいわゆる教育のところに変化というものが起きてくるのか。そして、ある程度、他町の状態等がある程度わかっておればね、その辺のところも若干触れていただけるとありがたいです。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、学校現場の変化について御説明いたします。電子黒板を導入することにより、まず授業のユニバーサルデザイン化、視覚化、よりわかりやすい授業となり、教育効果を向上させることができると考えております。また、データを活用することで、授業準備の時間が短縮され、教師が子供に向き合う時間をより多く確保できるものと考えております。また、今回導入する電子黒板の大まかなイメージですが、町長の説明でもありましたように、プロジェクター方式の投影式の電子黒板を導入し、なおかつ黒板を投影できるように、ホワイトボードに改修いたします。また芦屋町の大きな特徴としましては、黒板、国語と算数で右から書いたり、左から書いたりいたします。そのときに黒板を限られたスペースを有効に活用するために右や左にプロジェクター、電子黒板をスライドできるスライドレールを設置いたします。また、ICT機器に不慣れな教員をサポートするために、インターフェイスボックスとって接続が簡単になる機器を設置いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

それではあのICTの部分と社会教育の部分と合わせてありますので、これは3回までしかで

きないでしょ。だから一括してちょっとこうさせていただきますが。

社会教育費の部分で、先ほど総合体育館の内容をおっしゃいました工事の内容をね。それは周辺整備という格好で、これ、常々みどりの広場の関係を言っているわけですが、これが実は何というんですかね、あまりこう状況的によくないといったところがありますので、結構、住民からの批判というのかな、あれが私の耳に入るものですから。一応つくった、その時はいいんだけど、その後の管理という格好の部分で、今後どのような格好でつくっていかれるのか。またあわせてみどりの広場というものも再活用していくのかというところの部分がちょっと見えてこないなというのが1点。

それから、ICT、いわゆる学校教育の関係ですけども、このところの部分でIT化というところで、実は、あの以前にですね、LGWANのときに国がいわゆるIT国家戦略という格好で進めたことがあります。ところが、なかなかそのソフト開発が難しいといったところからですね、その事業そのものが頓挫してしまったというところがあるものですから、このICTというのが一つの教材を使ったり、それを今の状況に合わせて開発していくといったときに、ものすごいエネルギーが必要になってくるもんですからね。そういった件について、そのどうなんだろうかと。

それともう1点は、これITの部分で電子黒板だけではないんですね。実は「等」というところの部分が書いてありましたから、多分先があるなど。で、先の部分で今のところ、まだ見えてないようであれば、今後深めていくんです。先生方の意見を聞きながら、内容を充実していくんですよということであれば、それはそれでいいと思うんですけれども。基本的にはある程度見えているという部分がありましたら、その辺も含めて教えていただければと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

みどりの広場の状況及び再活用等についてですけれども。147ページのほうの工事請負費に今回、総合運動公園みどりの広場整備工事というふうに上げさせていただいております。こちらの主な内容につきましては、屋外トイレの改修及び撤去、それから炊事機能施設の設備を改修する。また、出入り口の整地を行ったといったことが主な内容となっております。

現在、給水管設備の不具合により利用を停止している炊事棟広場のほうにつきましては、このような改修工事を行うことによって快適に利用していただくようになるのではないかとというふうに考えております。また、グラウンド横にあります広場のほうにつきましては、基本トイレの撤去を行って、完全にフラットになるような状態に今回なります。ここにつきましては、十分にですね、日々の管理、草刈りとか、そういったところを担当職員たちを含めて十分行った上で、多

目的に使えるような形で利用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、先ほどの刀根議員の質問に1つ漏れがございましたので、追加で御説明いたします。

他市町村の状況についてということですが、まず全国的にはやはりまださほどICT化につきましては進んではおりません。

次に郡内の状況についてですが、遠賀町については、ほぼまだ導入されておられません。なお、水巻町におきましては、一部モニター方式の電子黒板が各校に一、二台あり、またタブレットを各校に20台程度導入しております。また岡垣町につきましては、岡垣町は中学校は2校ございますが、そちらでは平成28年度に全教室にプロジェクター方式の電子黒板を導入し、ただ投影先につきましては、スクリーンを用いております。なお、岡垣町は小学校は、まだ導入していない状況でございます。

続きまして、ソフトについてですが、今現在パイが拡大していくと言いますか、今後ICT化がですね、学校現場、どんどん進んでいくと思っております。またそのため、各企業はですね、競っていろいろなソフトを開発しております。現在、私が調査、視察する中でも、業者ソフト内容ですね、かなり充実しておりますので、これからますます進んでいくものと思っております。逆に取捨選択に困るほどの状況でございますので、その点については大丈夫ではないかと考えております。

最後になりますが、31年度以降の方針についてですが、昨年12月議会で松岡議員が質問した折にも答弁させていただきましたが、まだ学校ICT部会におきまして、現在検討している段階でございます。また、今後さらに検討を重ね、具体化していきたいと考えておりますので、時期がまいりましたら、しかるべき手法をもちまして議員の皆様にもですね、御報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それでは質疑させていただきます。

ページ数が一般会計の55ページをお願いいたします。2款、1項、8目の13節の委託料のところに、地域おこし協力隊定着プログラム実施業務委託。そして、地域おこし協力隊導入業務

委託ということで、新規事業が2件上がっておりますので、この業務内容、委託内容についての御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

地域おこし協力隊定着プログラムにつきましては、定着のための個別相談、活動内容のチェック、指示、アドバイス、そして他の地域おこし協力隊や関連団体の人脈形成、それと情報支援という内容になります。

その下、地域おこし協力隊導入業務委託につきましては、募集から着任までの業務支援ということの内容になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それでは、その前の前ページのですね、先ほど町長の施政方針のほうで述べられましたけど、新しい外部の風を吹き込むということで、2期生の募集をするということで、ここに1の報酬のところ地域おこし協力隊4名分が上がっています。昨年はずっと2名で、この方は多分、来年、ことし30年度まで来られると思うんですけど、これは早々と2名分の人件費があがっていますけども。従前は、昨年までは480万円ですから、多分一人240万、今回720万ということですから、多分途中からかなと。要するに9月ぐらいか、10月ぐらいかなと思うんですけど、その辺は、いつから採用する予定ですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

2期生につきましては、10月から活動ということで半年間考えております。これにつきましては、隊員間のつながりが重要であるということで、つなが等の絡みで10月からということを用意しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

10月からということですが、基本的には定着プログラムを見据えた中で、またさらに必

要かどうかという判断をして、9月補正でもよかったのかなと思っているんですけども、実際にまだ見えない中で当初予算で上げるのはいかがかなという気がしております。

それともう1点、この8目の地方創生推進費、これ新たに設けられた項目ですが、この中で特定財源のところ、国県支出金25万、それからその他で637万8,000円が上がっておりますが、ちょっとこの辺が不明なんですけど、この地域おこし協力隊にかかわる財源は町単費なのか、それとも何か財源が充てられるのか、そこだけ最後お尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

地域おこし協力隊につきましては、外部人材の活用によるまちづくりにおける有効な手段の一つだというふうに考えております。国が推進する地域おこし協力隊制度につきましては、財源措置、これは特交になりますけれども、特交があります。そして国のバックアップがある制度でございます。先ほども申し上げましたが、隊員間のつながりが重要ということで、10月からの引継ぎもあわせて隊員を募集するという内容でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

53ページ、7目、企画費の19節、負担金、補助及び交付金のところで、防衛施設周辺整備全国協議会負担金と九州防衛施設周辺防音事業推進協議会負担金ということで、それぞれ1万1,000円、1万2,000円というふうに上がっていますが、毎年これは上がってきていると思いますが、この2つの協議会はこういった役割をするもののでしょうか。まず最初に伺います。

それと、58ページ、10目、芦屋港活性化推進費ということで、報酬、旅費、需用費、委託料等が上がっていますが、ちょっと人件費のことで聞きたかったんですよ。人件費はどこで上がっているのか、というのがわからないんです。これに関連して伺いますけど、先ほどの町長の施政方針の中でもですね、地方創生の推進についての中で、整備内容の提示に向けた取り組み、推進などのために30年4月から芦屋港活性化推進室を新設します。町内の推進体制を強化しますというふうに言われております。当然、もう4月からこの芦屋港活性化推進室に恐らく推進室長とか、そういった形で人員が配置されると思いますけれど、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、外部人材の登用ということを望んで、国に対してそういった有能な職員をということ要望していると思いますが、そういった点で、この芦屋港活性化室長を4月から新たな人材を置くわけですが、それはどのような方になるのか。外部から来られた方になるのか、それ

とも芦屋町からの生え抜きの方が、職員が昇級するのか。そういったところの考えについて伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

まず、53ページ。防衛施設周辺整備全国協議会負担金ということで、これはもう周辺整備、9条項目の絡みにおきまして、要望活動等を行っているという内容でございます。それと、九州防衛施設周辺防音事業推進協議会、これにつきましては、8条、主に8条ということで、芦屋町でも今度は学校の空調工事等行っていますが、この関連の要望等を行うものということが中心になっているということで御理解いただければと思っております。以上でございます。

続きまして、58ページ。58ページの人件費につきましては、2、1、1の中の一般管理費の中に含まれております。そしてまた室長についての人事ということになりますが、これは人事のことですので、これは、ちょっと答えは控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、先ほどのですね、そういった自衛隊に関する協議会、この会議というのは大体どのくらいの頻度でされているのか。またこの会議に例えば、芦屋町から参加していろいろな要望を述べるとかそういったことができるのかという点を伺います。

それと、2点目については活性化推進室の室長の件ですけど。人事のことなんであれなんですけど、そういった仮に外部登用を行う可能性があるというふうになれば、やはりそういったことについては、議会とちゃんと合議をやっていった中でしなければならぬと思っておりますけど、そういったことを考えているのかどうか、その点を伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 真吾君

防衛施設周辺整備全国協議会につきましては、町長が出席されておまして、町長自身が前回NHKのことでも御要望は差し上げたという内容は聞いております。それと、九州防衛施設周辺のことにつきましては、今、学校教育が先ほど申しましたように、空調の絡みで工事を行っていますので、学校教育課の職員が出席をしています。以上でございます。

それと活性化につきましては、人材、これはあくまでも、やはり人事のことですので、今ここ

でお答えするというのはなかなか申し上げにくいということで、御勘弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにごいませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

10ページ、歳入のところでございますが、一番、町の歳入の中で根幹をなすべき税収の件です。1款の1項、2目、法人税のですね、387万円ほどマイナス、減を考えてあるようですが、このそれだけ事業所が減っているのかなというふうに思っています。この考え方をお尋ねしたいというのと、もう1点、その次の2項の固定資産税、マイナス2,108万4,000円減額予算をたてられております。これはどうしてこの数字が出てきとるのかなということをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

税務課からお答えいたします。

まず法人町民税のほうですけれども、積算につきましては、過去5年間の平均という形で積算しております。その結果マイナス380万という形で出てきております。

次に固定資産ですが、来年度、30年度が評価がえの年でありまして、毎年評価がえの時は若干固定資産税が落ちるといふうなことでございまして、その辺を踏まえて積算しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

法人町民税につきましてはわかりました。ただ固定資産税については評価がえということでございますが、評価がえの何と言いますか、評価がえというのは、固定資産税ですから1年、1年下がっていくのはわかります。わかりますが、この評価がえのこの計算の根拠と言いますか、教えて下さい。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

評価がえというのは、3年に一度という形で行われます。その時点での、例えば土地の地価等

を踏まえて積算しますので、どうしても落ちてしまうということになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかに。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

41ページの5目、過疎対策事業費（ソフト分）の中の出産祝金事業を500万円、新婚子育て世帯民間、これが700万円ありますが、先ほどの町長の施政方針の中にですね、そういう1子には5万円、2子には10万円、第3子以降には20万円をとということで。まあこれは他の町村ではですね、こういうことがどうなんかなあと。まあ4町でもいいんですけど、そういう政策があるかどうかということですね。それから、その支給されるのがですね、商工会が発行する商品券ということなんですね。1万円、2万円ぐらいの商品券ならまあどうかなと、いいかなと思うんですが、20万円をもらった保護者がですね、それを商品券でもって芦屋町の商品、買うと商店街の活性化というか、そういうものにつながるんでしょうけども。この辺については、よく考えられてですね、例えば現金を支給する。現金がいいか、ないしは商品券がいいかというようなことを子供さんを持つ、出産をされる方々の方ですね、意見や要望を聞かれたことがあるのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、56ページになりますが、9目のところのですね、13節ですか。さまざまな地域イントラネットとかですね、番号連携サーバ関連保守委託とか、まあそういうのもありますし、66ページには、保守委託料、委託料としてですね、個人番号カード等裏書印字システム、個人番号カード、とそういう金額はあるわけですけど。まだまだ国はそのマイナンバーカードをですね、やっていっているわけでしょうけど、もう芦屋町としてもですね、相当なる、一般会計から出していますよね。これ、今現在ですね、この3月議案でですね、この議案の中で、マイナンバーカードに関する予算額、ちょっと項目別に分かれていますからですね、大体総額、今回の予算はいくらかということをお聞きしたいと思います。

それから72ページにですね、19節のところの負担金がありますね。その中に遠賀保護司会補助金3万8,000円ということなんですね。そして、しかも町民からですね、100円、これはお願いということで、町長、保護司会長か町長かどちらかわかりませんが、確か保護司会長から町長に向けて出されて、町長が町民に。どちらかですね。そういう形で私の区でもですね、この保護司会補助金のほうの協力という案内が。何年前からこれができ上がってきたのかですね。しかも、この3万8,000円ですから、これはそういう募金を見込んで3万8,000円と、こういうことだろうと思う。私は非常に疑問に思うんですね。しかもこの保護司会の方ですね、収支を見ますと、そういうさまざまな家庭の更正のために保護司会の方々は頑張っておられる

ということはよくよくわかります。それで、私、県のほうに問い合わせ、国にも問い合わせしたんですよね。そうしますと、福岡県でこの保護司会の補助金と言いましょか、これについては、そんなに町村民からですね、寄附を願うという自治体は半数ぐらいのようですね。後はどうしているんかと。これは自治体がですね、ちゃんと補助している。だから、さまざまな問題が発生するんですね。これは例えば、それもちよつと確認していただきたいんですが、これ、今、意見になってきておりますので、こういう3万8,000円というのは、またことしも町民の皆さんからそういう協力金というか、そういうのをいただくこうとしているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから119ページ、119ページに事務局費で、報酬のところですね、第三者評価委員報酬、1人1万4,000円この第三者評価委員報酬はどのような方がまた昨年もあったのかもわかりませんが、何回ほど開かれたのか。どういうことを評価されるのかということについてです。

それから最後ですね、128ページの8節、報奨費、部活動外部指導員謝礼40万円、これは昨年、一昨年見てみますと確か20万円だったかなと思うんですが、この40万円という金額を出された積算と言いましょかね。何人その部外の指導員をお願いしようとしているのか。年間何日で何時間ぐらいと考えられているのか。時給はいくらで計算をされてこの40万円を出されているのかお聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

まず出産祝金が郡内、ほかにあるのかという御質問だったと思いますが、私が聞いている限りはほかにはないと。芦屋町独自の事業だと聞いております。それと金額が使い切れないのではないかというような御質問だったと思いますが、申請の時に正式にはないんですが、申請者に何回かお尋ねしたことがございます。その中では毎日の買い物に使うとか、車検に使うとか、そういったことで申請された額は全額使っていますというような御返答でしたので、その点については大丈夫かなと思っております。また、現金ではどうかという御質問でしたけども、やはり町内の振興という意味からも言いますと、町内の商品券で交付したほうが町内で使っていただけるということで、現金よりも商品券のほうがいいかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マイナンバー関係の予算関係につきましては、所管委員会になりますので、この56ページ、電子機器計算機関係については委員会の方で御説明したいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

66ページのマイナンバーカードの今までの経費ということですが、きょうですね。説明できる資料を持ってきておりませんので、申しわけありません。お答えできません。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

遠賀保護司会につきましては、1市4町という枠組みの中で、遠賀分区というところでとり行われております。したがって、この1市4町につきましては、同じような取り組みをしているということで、それぞれ補助金につきましては、協議によって3万8,000円を予算計上させていただくということです。

それから、町民に対しての募金のお願いということで、されておりますけども、これにつきましては、いつからやっているかということちょっと確認しておりませんが、長年続いているということでございます。

それから、募金は今年度も要請するのかというお話しなんですけども、これにつきましては、毎年遠賀保護司会より要請がございまして、それに応じて対応してまいるといいますので、今時点では確実に決定しているものではございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず119ページの報酬、第三者評価委員報酬1人1万4,000円ですが、こちらについては28年度、29年度とも執行はしておりません。科目保存的な意味合いとなっております。内容としましては、2,800円の1人が5回分となっております。

続きまして、128ページ報償費の部活動外部指導員謝礼ですが、平成29年度予算では20万円計上しておりましたところ、倍増の40万円としております。積算根拠としましては、29年度は2万円の10名分で計上しておりました。そして今回、謝礼金を倍増する方向性をもちま

して、4万円の10名分で積算しております。また時給等について聞かれましたが、こちらは時給換算ではなく、町の規則、要綱のほうで30日未満の指導員につきましては、年額現在は1万円の支給、30日以上指導員につきましては、年額2万円を支給するというふうになっております。それをそのまま、金額を倍増したいと考えております。なお、28年度につきましては、指導員は5名、そして29年度も同じく5名で、中学生のために協力していただけるものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、この出産祝金事業に関してですが、商品券、町内の商工の振興のためということですね、これは、商品券は何カ月間、例えば1年、2年使用できるのか。何カ月間というふうに限定されているのかということですね。

それから、今、遠賀保護司会補助金についてですけど。今、これを100円ですね、区長が回覧板で回して、袋に入れているわけですね。ないしは、もう町によっては、区によっては、区民掛け100円という形で出しているところもあるかと聞いております。その中でですね、すぐ出てくるのは、じゃあ何で区民が、区民は払っていて、区民じゃない人は出さなくてもいいのかという、そういう差別的なですね、やっぱり発言がもろもろに出てくるわけですね。そこにやっぱりこういう町民からですね、集めることはやめて、そしてこういう自治区から本当にこう、例えば民生委員なんかはですね、ちゃんと国から、県からですか、または町からもちゃんと補助金なり、そういうのが出ているわけですから。自治体からですね、ちゃんと負担金や補助金を出すというようなことを今まで遠賀保護司会でですね、論議されたことがあるのかどうか。そしてまた、遠賀4町はそうかもしれませんが、県では半数近くは自治体がやっている。町民、市民からいただいてはいないという回答を得ているからですね。その辺も考えてですね、論議されたことがあるのかどうか。

ちょっと聞き漏らしたんですが、第三者評価委員報酬、去年も出したけど執行はしていないということだったんですね。それ、なぜ執行しなかったのかということをお聞きしましょうかね。

それから部活動外部指導員謝礼40万円、今聞きましたね、5名。今年はその40万円、倍額ですから、金額を倍額にするのもそうですが、人数も10名程度を考えられているのかなと思うのですが。どうですか、そういうふうにしていただけるような今からそういう要請されていくんでしょうけれど、10名で足るんですか。今クラブは17程度あるかと思うんですが、こういう

10名程度でいいのかなと思うんですが、その辺は検討されたのかどうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

出産祝金に対する商品券の有効期間というお尋ねですが、申しわけありません。確認してお答えしたいと思いますが、きょう、ちょっとすみません確認ができませんので、申しわけありません。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

保護司会に対する補助金の件なんですけれども、私が福祉課長にまいった24年以降は、保護司会とはそういった協議はしたことはございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、なぜ第三者評価委員の報酬、執行はなかったのかということについてですが、第三者評価委員会を開催しておりません。開く事案がなかったということでございます。

そして次に、部活動外部指導員謝礼について、10人で足りるのかということですが、現状については先ほど御説明したとおり、5名程度の協力を得ている状況です。またこちらにつきまして、平成30年度から人数が倍増したりとか、極端に17部活動、全員来てもらうという意味合いのことではございません。人数がふえた場合にも対応できるようにということで10名分の予算を計上しているものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私は実はですね、この出産祝金事業についてはですね、保護者のほうからですね、その出産された方、その商品券は6カ月以内というふうに聞いたものですからね、だからそれはちょっと確認せないかなと思って、今こう確認しているんですけど。ほんの先日ですけどね。6カ月以内で20万円使うなんて、もう、それはちょっとあまりにもひどいんじゃないかと。だからある家庭はですね、二、三軒あったんですよ、もう、テレビを買うしかないなど。こういうことを言

われました。だからその中で、どれくらいの方に現金がいいのか、それがいいのかということをやっぱり聞いた上でですね、せっかくのものをですね、やる場合はそういうことをしてほしかったなというふうなことを思います。だからそれについては、今からですね、商品券、出産祝いのおきに来られたときに、現金がいいですか、商品券がいいですかということをお問われることができないのかどうか。変更はできるか、できないのかですね、一つ。

それからこれは、こういう交付する出産祝金の制度とか、民間賃貸住宅に転入した子育ての方々に対しては、これは区に、区民に入ることが前提なのかどうか。区に入らなかつたら支給しないのか。その辺はどう考えておられるのか。

それから、遠賀保護司の場合はですね、ぜひですね、遠賀、長い歴史があるでしょうから、遠賀保護司会のほうですね、ぜひそうしていただきたい。また、区に入っている、入っていない方によってですね、募金に協力——第一、情報が入ってこないですからね、情報が入っていないからですね、ぜひその辺については遠賀保護司会のほうに要請していただけたらなと思います。が、いかがでしょうか。

それから、最後ですからね。第三者評価委員は執行していないということですけど、その第三者評価委員は何をしようとして、これを設定したのか。何を目的でこれをされたのかということはまだ聞いておりません。説明がありません。

それから、今、クラブ外部指導員の件については、私、質問したつもりですけど、文科省から外部指導者を自治体独自で積極的に確保しなさいと。ないしは、予算を組みなさいと。時給、最低賃金程度というふうなことの通知が来ているはずですが、その辺はいかがですか。新聞紙上で見ましたものですから。

以上です。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

先ほど6カ月というのが、ちょっと確認がとれていないのは、ちょっと申しわけなかったんですが。現金でも考えたかどうかという御質問ですが、やはり先ほど申しましたように、商工の振興という意味もありますので、商品券で交付したいという考え方は変わりません。ただ、この規則は平成26年から31年度までということになっていますので、その以降については継続するのか、内容を改めるのか、というのはまたその時点で検討したいなと考えています。以上でよかったですか。（「いや、区民に入って……」と呼ぶ者あり）失礼しました。議員がおっしゃるように、この交付の要件として、自治区の加入というのは条件となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

保護司会への募金につきましてはですね、募金に至った背景というのも当然あると思いますので、そこら辺を考慮しなくてはいけないので、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、第三者評価委員会の目的説明ということですが、特に何のというわけではなくですね、第三者評価委員会を立ち上げざるを得ないような状況、開催する運びになったときのための予算確保というふうに引き継いでおります。

そして次に外部指導員の導入につきまして、文科省の方針・指導、予算確保等についてございましたが、実際にもう、北九州市とか政令市等ではですね、もうニュースでも御承知の通り、15人確保したとはございますが、ただ芦屋町、中学校1校で、この規模の場合に新しい人材の確保が難しく、また教職員の対応等もございまして、現在は平成29年度途中も芦屋中学校の校長たちと意見交換をしたり、また遠賀郡内の学校教育担当課長たちと意見交換をしたり、今現在、まさに議論検討中の状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

長丁場になってきております。僕のタイマー2時間で、集中力のタイマー2時間で切れるんですよ。きょうからカメラが入っているから、余り至らんことは言えないんですけど。

101ページの砂像展実行委員会、あしや砂像展実行委員会の補助金について。これは、大変僕はですね、毎年この楽しみにしております、世界のプロのアーティストを招聘しての素晴らしい作品を見せていただけるということで、私は本当楽しみにしております。これ、何か補助金がふえていっているような気がしております。これについてですね、前年度はどうだったのか。そして内訳ですね、アーティストを招聘するのにいくらかかっているのか、ちょっと教えてください。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

このあしや砂像展の補助金、今年度、30年度は2,500万、これ29年度も同額の2,500万円でございます。それとすみません。今の外人の招聘、それとそれにかかわる茶園さんのプロデュース料、そういったもの合わせてしておりますので、個々の内訳をちょっと今、把握できておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

これ、今年度は台風やら何やらあったりとかして、若干、観客というか、来場者が減っていると思うんですけど、前回4万人ぐらい来てたんじゃないかと思うんですよ。それでですね、私が先日、資料請求して、当時、ピークのころですね、平成10年のころの決算書をいただいたんです。見るとですね、20万人、20万4,000人来とるんですよ。そのときの町からの補助金は750万だったんですよ。20万人も来ればですね、入場料なんかはやっぱり、2,000万、3,000万いっていますし、決算書ですから4,700万円とか決算書が出ておるんですよ。まあ3万人とか来ればやっぱり1,200万円ぐらいの入場料もふえて、3,500万とか、4,000万近くの運営費になっておると思うんですよ。まあそれについて、所管の課長の考えとですね、この財源、2,500万という財源はどこから来ておるのか。ちょっと教えていただきたいです。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まずはこの2,500万円の補助については、町単費でございます。それと、今、砂像展は大体年の決算が大体4,000万程度、補助金も含めて入場料収入とか合わせて4,000万ぐらいになっておりますけれども。そうですね、その17日間の間、まあ特に土日が今年度、台風が2回続けて来たりとかいうのがありますので、その土日に関して、天気具合でそこに大きく収支が変わってしまうというのは、この2年間そういう印象で運営しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

財源のほうを財政課のほうから。競艇収益金を6億いただいています、その使い道ということで、委員会等報告させていただいているわけですが、この2,500万円については、競艇収

益を2,450万、それからふるさとの応援基金から50万の計2,500万全額を2つで充当するというよう内容になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

はい、ありがとうございます。競艇様様なわけなんです。ピーク時の平成10年のときと、今と予算規模が変わらなくなってきたんですよ。ただですね、当時は5日か1週間の中で、飲食店が、物品販売のお店が20店舗ぐらい出ていまして。多いところは5日間ないし1週間で500万とかの売り上げがあったり、300万から500万ぐらいの売り上げがあつたわけですよ。するとですね、4,500万ぐらいかかっても、リターンとして5,000万、6,000万ぐらい返って来とるんだったら、それが町内の業者に来とるんだったら、それは経済効果が出とるという考えを僕は持っていたんです。しかしながら、去年とことしのですね、17日間のイベントの中で、常時、飲食店出ているところは2店舗とか3店舗なんですよ。平日は赤字で、土日だけですね、ほかの店も10店舗とか、平日出していないのに、土日だけ出てくるような飲食店が約10店舗の中で、土日だから5,000人以上来てくれると思うんですよ。それを奪い合いしているという状況の中で、これ果たして、出店者に対してはそういう相乗効果は出とるのかなあという思いがあります。

ふと、これは所管が地域づくり課じゃなくて、もう生涯学習課とかですね、教育委員会からの管轄の中でのイベントだったらですね、これはもう世界の誇れるアーティストを招いて作品を見せるということに関しては、すばらしいオンリーワン事業だと思います。

答弁はいいです。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第22号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第23号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第24号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第25号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第26号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第27号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

モーターボート競走事業の関係ですが、ページ数が22ページをお願いいたします。その029の委託料でございます。一番下の夢リア・プラザ改修基本設計委託ということで、先ほど町長の施政方針の中でも本場の活性化が一つの課題であると。その中で夢リア・プラザ改修基本設計に取り組むということが述べられましたので、今回この予算がここに計上されておられます。従来から競艇場夢リアと競艇場が一体化しているものだから、なかなか使いにくいという提案がございましたけど、今回この基本設計でどのような形を目指されているのか、その概要についての説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

夢リアとプラザの改修の基本設計委託予算を計上させていただいておりますけれども、先ほど町長の施政方針にもありました、今、ボートレース業界、売り上げは好調なんですけれども、本場の売り上げがままならないというところで、本場の活性化、特に本場30キロ圏域での商圈拡大、新規ファンの獲得というものを各場掲げて取り組みを進めているところでございまして、その受け皿としての夢リア・プラザというものを考えて、今回基本設計を上げさせていただいているも

のでございます。

その中で夢リアにつきましては、通常、平成13年から使用開始しておりますけれども、機器関係が老朽していますので、その辺の改修及び音響効果等々も講演会レベルの響きしかないので、これについても可能な限り音響効果を上げる形で改修をしていきたいということで考えているところです。プラザにつきましては、さきに行われましたさわらサミットや遠賀中間地区の農業祭等々でも、場内貸し出しをしているところでございますけれども、よりさらに、これから先も地域に開放された場を目指すという形の中で、まず場内入ったところでフードコートがない。食事をしようとするか、1階降りるか、1階上がるかしか場内では飲食できないという環境を何とかしたいということで、フードコートの整備でありますとか、後は西プラザにおいては、なかなかぎわいづくりが創出できないというところで、ここについては、親子向けのアメニティ、トイレとか水回り関係の整備を考えていきたいと。それに合わせて空間としての整備を考えていながら、そこにいろいろなアトラクションを受け入れていくなどの取り組みをしていきたいと考えて、今回基本設計を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

先ほど30キロ圏内の集客ということで、あくまでも競艇事業と連携した形での改修と。私は夢リアがいろいろなその福祉関係についても講演会をするとか、いろいろな形の中で、やはり競艇場があつてれば、なかなか利用価値が少ないだろうと。そういうふうな中で、一定の分離と言いますか、要するに中に閉鎖的なものを設けた中でも、全く別の形として競艇場があつてろうと福祉関係の講演会をするとか、いろいろな形の中で使っていく部分かなというちょっと思いがあったものですから、お聞きしたんですが、あくまでも今回の改修はそういうことじゃなくて、要するに集客を図るためのよりいい施設と音響も含めた中で、そういうような考えになっているわけですかね。要するに、全くその競艇場開催中にいろいろな形で夢リアを使っていくという考えではないわけですか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○競艇事業局長 大長光 信行君

それでは私のほうから。

今、担当課長が言いましたように、改修をやるという基本的な考え方でございますが、一応夢リアにつきましては、独立型のホールという形で、グレードを上げる改修を考えております。音

楽ができたりとかですね。イメージ的には、映画もこの間、上映をやったりしたんです。一応、独立型のホールにしたいと。それから夢リアにつきましても、無料ゾーンという形で、あつこに空間をつくってイメージ的にはワクワクランドみたいな。西プラザですね、西プラザはそういうイメージでボートレース芦屋、何かおもしろいものができたぞ、というようなところで特に子供さん、親子連れそういったイメージをして、いつでもそこで何かあってるぞというようなところを演出していきたいな。そういうことによって、来られたお客さんが身近にボートを感じてもらえる。そういった空間を利用していきたい。そういった意味で30キロ圏域の掘り起こしということにもまたつながってくるわけで。そういった上での活用をしていきたいなというふうに思っています。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第28号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第3号から日程第30、議案第28号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

長時間の審議お疲れさまでございました。

午後1時08分散会
